

「第3期埼玉県教育振興基本計画」に対する御意見と県の考え方

1 意見募集期間

平成30年9月11日(火) ~ 平成30年10月10日(水)

2 意見の提出者及び意見件数

区分	人数(個人)	団体数	意見件数
郵送	1	0	2
ファクシミリ	5	0	15
電子メール	20	0	62
その他	0	0	0
合計	26	0	79

3 意見の反映状況

区分	意見件数
A 意見を反映し、案を修正したもの	14
B 既に案で対応済みのもの	10
C 案の修正はしないが、実施段階で参考とするもの	42
D 意見を反映できなかったもの	10
E その他	3
合計	79

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
1	全般	学力テストによる点数主義のドリル重視の学習は思考力を停止させる。好奇心を掻き立て、深く考える学習こそ真理を追究し、思考力も深くなる。道徳でお仕着せの愛着心をいくら唱えても、子どもの心には響かない。そういう教育環境を作ることが大事である。この計画は子どもたちの何を育てようとしているのか。道徳によって一つの考えを教え込み、点数主義の学力で差別し、子どもの自主性をなくす計画にしか思えない。どの子どもたちも、本当に幸せに生きていけることを考えてほしい。	計画に記載した施策を推進することで、子供たちを含め県民が人生や社会の未来を切り拓く力を育んでいきます。	D
2	全般	学校教育で子どもをどう育てようとしているのか。学力向上・身体能力向上をうたっているが、その結果、町を愛する子どもには育たない。1次産業・2次産業・3次産業の総合的有機的結びつき・人の動きから、まちが活性化するのであり、今、埼玉県に不足しているのは何かという問いかけへの明確な分析なしで、教育へ少子化と活性化への解決を求めることに違和感を覚える。	学校と家庭、地域の連携・協働は、学校教育を多彩で活発にするとともに地域の教育力の向上や地域の課題解決、生涯にわたる学びにもつながることから、地域を活性化し持続可能な社会を作ることにも寄与するものと考えています。各施策の実施に当たり、関係部局と連携して取り組んでいきます。	C
3	全般	学校教育の充実について、児童の学習意欲の温度差に不安を感じる。教員の授業力向上のみならず、学級運営の向上、児童生徒との対話の質の向上への取組を充実されたい。	年次研修をはじめとする各種研修をとおして、学級経営力や生徒指導力の向上に取り組めます。	C
4	全般	埼玉県立高校教員を数十年勤めた。教育は人と人との1対1の関係が基本である。在職中は、そのための時間と心のゆとりがなかった。1クラスの人数は20名が限度だと思っている。アスポートでは基本的に1対1で子供と向き合うことができる。このような活動が対象者を限定するのではなく、すべての子供と教育を必要とする人達に開かれていたらよい。今回の計画案を読んだが、相変わらず上からの、こうしたい、という視点が強く、当事者の立場に立った改善を感じることが出来ない。在職中、何かの導入が必要とされると仕事が増えて、その分忙しさが増していったのを思い出した。本来、人が育つことは喜ばしく、それに関わる者にも喜びがあるはず。その喜びを取り戻してもらいたい。	少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めるほか、国に対して教職員定数の増員を働きかけるなど、きめ細かな指導の充実に取り組めます。また、学校における働き方改革にも取り組んでまいります。	B
5	全般	グローバル化とは、経験や常識、価値観が「違う」人達が交わると云う現実である。「違うと言う事」は「差別をする」と云う事ではない。それを理解し認める知識、そしてそれを他者にも説明や説得出来るくらいに、日本の子供(学生)達が知識を蓄え、「NOと言うべき時は言える」精神的な強さを、先ずは早急に埼玉県の学生から作って欲しい。	御意見として承り、今後の取組の中で参考にさせていただきます。	C
6	全般	絵・図表がないため、わかりやすく示していく必要がある。	計画の周知において、県民に分かりやすい広報となるよう工夫します。	C
7	全般	性的少数者への人権・理解・差別解消に向けて推進してもらいたい。	施策8で様々な人権課題に対応した教育を推進するとともに、施策16で児童生徒の心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。	B

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
8	全般	児童生徒の自己肯定感・自己有用感の向上について。一人一人の「個人」の自信が、日本人はなかなか持てない子が多いように感じる。それは日本的な謙虚さだとも思うが、日本人同士ではいい関係を築ける場合が多いが、これから「違う文化、環境、教育」を持った人間同士の「共存の必要性」が今以上に求められる。冷静に真面目に、自信を持って、自分の役割を成し遂げる志を持てる人間を作る教育が日本にはこれからも必要、重要だと思う。	多文化共生の精神、幅広い教養や異文化理解の精神、課題解決能力などを育む教育を推進することは重要であると認識しています。御意見いただいた内容については、施策3など計画に記載している様々な取組を通して進めてまいります。	B
9	全般	国の計画には、「地域課題の解決に向けた社会教育システムの構築」「新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討」という文言や、「社会における人づくり、地域づくりを担う中核人材の育成」として、「社会教育主事の養成に係る新たな制度の円滑な実施や研修等の充実、社会教育主事資格の活用促進を図る」ことなどがあるが、埼玉県計画の中には、「社会教育」という言葉は、そのほとんどが「社会教育施設」という言葉の中に見られるだけで、社会教育法という法律が支える活動にも関わらず、社会教育という活動についての記述が見られない。	地域課題解決に向けた取組を支援することにより社会教育の振興に努めてまいります。	C
10	全般	目標Ⅴは大切なことが取り上げられている。これまでの本県の取り組みもたいへん評価できていると考えているが、今後の、「生涯学習の成果を生かすための施策の一層の推進」を、ぜひとも進めてもらいたい。文化活動やスポーツ活動についても同様である。学校の中だけでの教育で完結するのではない教育の在り方を取るべきではないか。教育振興基本計画の内容は、学校教育が中心になりすぎているように感じられるし、子どもとその他の世代を分離しているように見受けられる。そのことによって、さらに、教員に負担をかけ、学校の中だけの教育が重視されていると考えられる。	子供たちが社会教育や生涯学習を通じて多様な世代と交流していくことは大変重要であると認識しています。本県が推進してきた「子ども大学」では、「生き方学」として子供たちが自分を見つめ人生や将来について考える講義を実施してまいりました。今後も様々な世代が主体となって行う「子ども大学」での活動を社会教育や生涯学習振興のモデルとして取組の充実に努めてまいります。	B
11	第1章 総論	「3 教育を取り巻く社会の動向と社会状況の変化」と「4 取り組むべき課題」を正対させ課題解決をはかる取り組みを具体化させる総論を求めたいと考える。たとえば「(8)教員に求められている役割の増大」のところで、教員に課せられた過重な期待と負担やそれに伴う在校時間の異常な長さについての現状把握があるが、それに対する取り組みの項では全く、課題解決につながる方策がない。教員の役割が増大してきているからこそ、役割を教員にすべて担わせるのではなく、部活動や相談業務などの役割を分担させ専門職を起用していくこと、また学級規模を少人数化したり教職員の定数を増やして配置したりすることで、一人一人の負担の軽減を図ることを早急に政策化して進めるべきである。	本計画では、第1章の総論で課題を提起し、第2章でその課題解決に向けた取り組みを明示する構成としています。なお、御意見いただいた「教員に求められる役割の増大」については、その課題解決に向けた取組を施策18の主な取組「学校における働き方改革の推進」に記載していますが、御意見を踏まえ、記載を追記しております。	A
12	第1章 総論	EdTechは、子どもたちだけでなく、成人・高齢者の教育活動にも取り入れられるべきで、社会教育や生涯学習の分野でも取り入れた対応をお願いしたい。	施策25の主な取組「ICTを活用するなど社会の変化に対応した学習機会を提供します。」において御意見の内容を踏まえ、取り組んでまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
13	第1章 総論	4の「(1)社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成」は、子どもたちのみならず、成人・高齢者にも配慮をお願いしたい。	社会の激しい変化に対応するための資質・能力の育成は、子供に限らず成人・高齢者にも配慮することは大変重要だと考えています。御意見を踏まえて、施策25に取り組んでまいります。	C
14	第1章 総論	「(4)学校・家庭・地域との連携・協働による教育力の向上」を進める際の中心は学校では無理があるのではないか。「開かれた学校づくり」をすれば、「地域の教育力の向上、地域の課題解決や生涯にわたる学びにもつながる」とは断言できない。そのための仕組みや人材育成が必要と思われる。	施策24、第3章1の(4)にあるように、今後は、学校だけでなく、地域全体で協働しながら子供の学びや育ちを支えることが必要です。そのような取組は子供たちの幅広い学びを実現するだけではなく、それを支える大人たちの学びにもつながると考えております。本県では「学校応援団」や「放課後子供教室」などの活動を推進しています。これらの取組をさらに発展させていくことにより、仕組みづくりや人材育成に取り組んでまいります。	C
15	第1章 総論	一人一人の学力をどう伸ばしたかの指標として、「全国学力・学習状況調査において、全国平均正答率(公立)を1ポイント以上上回った教科区分の数」「埼玉県学力・学習状況調査において、学力を12段階中2段階以上伸ばした児童生徒の割合」を挙げている。この数値達成を強いることは、学校の現場を、教師と児童・生徒の関係をゆがめてしまう。教員にとって、テストの平均点を上げることが至上命令となり、教育を大きくゆがめる元となる。せめてこの指標はなくすべき。	全国学力・学習状況調査を活用し、児童生徒の学力や学習状況を把握するとともに、埼玉県学力・学習状況調査を活用し、一人一人の学力がどれだけ伸びているかを把握し、教育指導の充実や改善を図っていくことが重要であると考えています。取組の実施段階において、この指標はテストの平均点を上げるのが目的ではなく、児童生徒一人一人の学力・学習意欲を着実に伸ばすことが目的であることを周知徹底してまいります。	C
16	第2章 施策6	体験活動の推進について 埼玉県の公立高校(普通科・総合学科)では、「アクセサリーの基礎」という特別授業及び体験授業をやってもらいたい。	各学校で実施する授業の内容について、計画に記載することはなじまないため、原案のとおりとさせていただきます。	D
17	第2章 施策7	いじめ問題は子どもの人権問題であり、早期発見、早期に対応し最善の解決策を講じなければならない。地域が人をつくり、人が地域をつくるのであり結局「ひと」が源泉となっているのである。人(ひと)をつくるのは教育力であるから、教育は学校、地域及び家庭が三位一体となって連携し行わなければならない。他人に対する思いやりの心、他人の傷みを感じる心を育てる「人間の尊厳」を基礎にした人権教育を施して社会連体(人との絆)の精神の高揚に努めることが肝要である。多様な生き方をする人と共生する寛容で人間性豊かな市民の形成を目指した埼玉教育の振興実現を願望する。	各主な取組の中で頂いた御意見を踏まえ取り組んでまいります。	C
18	第2章 施策7	「叱ることについて」 叱らない育児等も流行っているようですが、やはりやっちはいけないことは「叱る」ことは大切だと思う。	御意見として承りました。	E
19	第2章 施策7	いじめ防止対策の推進と生徒指導の充実について。生徒が一人ぼっちになっても、孤立しても、小学6年間または中学3年間または高校3年間安心して学校生活ができるサポート体制を整えてもらいたい。	御意見については各主な取組の実施段階で参考とさせていただきます。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
20	第2章 施策 10	「運動部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます」とある。生徒の生活や成長のため、そして教員の多忙化解消のためにその必要はある。ただし、部活動にとりくむ中で成長している生徒や、期待と支援をしている保護者の存在もある。「適正化」を各学校へ一律に強制しないこと。	県では、生徒にとって望ましいスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を構築するという観点に立って、「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」を策定いたしました。これは、これまで部活動が果たしてきた責任感や連帯感の涵養などの役割は継承しつつ、部活動が地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指すものです。今後、各学校において本方針に基づき取組を進めてまいります。	C
21	第2章 施策 10	水泳授業の継続について。プールの維持が予算等の為に難しい学校が増えていると聞く。しかし、海に囲まれ、河川も多い日本では「泳げる事」は生命の安全は勿論だが、心身の健康にも役立っているので、例えば近くのジムやスイミング施設等も借りるなど、小学生の間に水や泳ぐことに慣れさせる事を継続してもらいたい。	学習指導要領において、水泳の学習は必修となっております。市町村教育委員会とともに、児童が引き続き確実に水泳の学習ができるよう、各取組の中で、頂いた御意見についても、取り組んでまいります。	C
22	第2章 施策 10	埼玉県の公立進学校の高校全てに、専門学校指導課と就職指導課を必ず設置したり、また普通科の就職・公務員コースを新しく設置して、多くの進学校に通う生徒さんが大学へ進学せず、専門学校や就職の魅力を感じて、専門学校進学と就職がもっと増得るようにしてほしい。	生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育・職業教育を推進してまいります。	D
23	第2章 施策 11	キャリア教育について。イの「(ウ)児童生徒が働くことについて関心や意欲を持てるように、学校・地域・企業などが一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。」とあるようにキャリア教育のとらえ方が職業教育と区別もなく狭いものとなっている。キャリア教育の本質は、自分を肯定し自分の願いを実現すべく、社会参加していく力を地域の中で高めていくことにある。単に職業体験を行うことだけでは不十分。しかも企業や産業界と「一体となって」という表記がとても目立つが、これは教育上、望ましくない。「連携」とどめるべきである。	キャリア教育が狭い意味での進路指導や職業教育とならないよう、一人一人のキャリア形成と自己実現に向けて、キャリア教育の本質をとらえたうえで各施策を実施してまいります。また、学校や地域・企業の連携については、それぞれの役割を踏まえたうえで、一体となって取り組んでいくという趣旨で表記しています。	D
24	第2章 施策 12	豊かな学び、生きる力を育て質実剛健の気風を養い社会連帯の絆を深める教育は極めて重要な目標である。主権者教育として公民教育を一步進めて市民性形成教育を積極的に取り組んでいただきたい。 (1)市民的権利(自由権)(2)政治的権利(参政権等) (3)社会的権利(社会福祉等の幸福追求権)の基本的な人権の中でも、(2)の社会的権利である参政権の具体化の投票についての教育を推進していくべき。 各種選挙の度に投票率が40%、50%台を割ることが多いのには落胆するのであるが、低投票率の原因は多様であり、その中でも「投票は自由」意識が強く影響して「投票は義務」意識がないか薄いことが大きな原因と推測する。 期日前投票制度の利用が年々多く投票率の向上に寄与しているようであるが、有権者自身が自由(限定期間内)に都合のよい日に投票できるのが好評の原因だと思う。 投票率向上のために期日前投票制度の拡大を望むものである。	主権者教育の推進に関する御意見については、主な取組「主権者教育の推進」の中で頂いた御意見を踏まえ、進めてまいります。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
25	第2章 施策 13	現在、特別支援学校の教室不足は深刻な問題である。そのような中、「特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、新たな特別支援学校の設置など学習環境の整備・充実を図ります」とここにはある。この文言は学校(教室)不足の抜本的な解決の一步となる施策だ。この施策を、予算を組んでしっかり実現してほしい。	特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	B
26	第2章 施策 13	聴覚障害(者)特別支援学校における手話言語条例に基づき手話を使いながらコミュニケーションを取って学習環境を整えてもらいたい。	障害のある児童生徒一人一人の状態やニーズに応じて、可能性を最大限に伸ばし、自立のために必要な力を育成する取組の中で、参考とさせていただきます。	C
27	第2章 施策 13	主な取組「(ア)共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実」について、a～gそれぞれ大変重要な取組であり、具体化を急いでいただきたい。とりわけ、bの中に、さらに踏み込んで「～新たな特別支援学校の計画的な設置など～」と、「計画的」という表現を盛り込んでいただきたい。今後も児童生徒数の増加が見込まれる中、全県的に他の障害種の学校も含めて考えれば、10校以上の学校を新設する必要があると考える。必要な地域へ必要な障害種の学校の計画的な新設を切望する。	特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	A
28	第2章 施策 13	ウ 主な取組(ウ)小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備について、センター的機能をはじめとした特別支援学校の担う役割は飛躍的に増えている。教職員の「多忙化」は限界を越えており、このような状況の中では「センター的機能」を担うことが大切であると思っても、実際に学校現場ではセンター的機能に人(教員)を充てれば、校内で児童生徒の指導にあたる教員がさらに足りなくなるというジレンマを抱えている。そこで、aの「特別支援学校のセンター的機能の活用～」の前提として、特別支援学校がセンター的機能を発揮できるようコーディネーター等の教職員の加配が当面必要であるとする。将来的には、とりわけ定数の厳しい小・中学部の定数改善(いわゆる「義務標準法」の改善)がなされる必要がある。aの文頭に「特別支援学校がセンター的機能を発揮できる人的・物的な環境を整備することで、」という文言を追記する必要があると考えます。	特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるには、その人的・物的な環境を整備することは重要です。計画の実施段階で、その環境整備も含めて、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めていきます。	C
29	第2章 施策 13	「施策指標」が「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(再掲)」のみになっていることに、大きな疑問を感じる。「特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率(再掲)」という「施策指標」が、これらの「施策の方向性」や「主な取組」の「指標」になるのか。ひとつの「指標」と考えることはできると思うが、例えば「多様な学びの場の充実」といった施策や取組に対する「指標」とはならないと思う。卒業時に一般就労はしたもののすぐに離職してしまうようなことがあれば、適正な進路選択とは言えない。進路や就労に関わることであれば、「適正な進路選択がなされたか」「就労後の定着率」などを指標とする方がよい。	指標については、当該施策における代表的な指標を掲げることを原則としています。その中で、一般就労の実現は特別支援学校における教育の充実の成果を示すものとして最適なものと考えています。適正な進路選択に関する御意見については、計画の実施段階で、参考とさせていただきます。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
30	第2章 施策 13	深刻な教室不足に対応するため、計画的な学校建設が必要である。草加かがやき、春日部、上尾かしの木などの知的障害特別支援学校、越谷など肢体不自由児特別支援学校の過密解消策が早急に求められている。	特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	A
31	第2章 施策 13	川口市を始めとした特別支援学級の大規模化・集中化の解消、平均を大きく下回る特別支援学級設置率の向上に、県がリーダーシップを発揮して強く働き掛けていくことが求められている。	主な取組「特別支援学級、通級指導教室の設置を促進します。」の取組の中で、小・中学校の特別支援学級設置促進について、引き続き、市町村教育委員会に働きかけ、特別支援学級設置率の向上に努めてまいります。	C
32	第2章 施策 13	特別支援学校の過密解消を図る上でも、通常学級での特別支援教育体制の確立、特別支援学級・通級指導教室等の充実が必要。そのためにも、通常学校での教育の在り方の見直し、必要な条件整備が求められている。	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場の充実』の取組の中で、通常の学級も含め障害のある子供たちの学習環境の整備に取り組めます。	C
33	第2章 施策 13	高校の通級指導教室の設置推進のために、教職員の加配と定数化、専門職員の配置等が必要である。	主な取組「高等学校における通級による指導を推進します。」等の取組の中で、御提案の内容を参考にしながら取り組んでまいります。	C
34	第2章 施策 13	特別支援学級、特別支援学校の専門性向上のために、異常とも言える臨時的任用教員の高い比率を解消し、教職員の正規採用化を進めることが求められている。	教員の専門性を向上を図ることは大変重要だと考えています。教員の専門性向上のために特別支援学校教員免許状の取得を促進いたします。	C
35	第2章 施策 13	「医療的ケア」推進のために、看護師等の必要な職員を新たな定数として位置付け、配置を促進することが求められている。	主な取組「特別支援学校等における医療的ケアの充実を図ります。」等の取組の中で、御提案の内容も踏まえ国へ要望していくなど、特別支援学校の医療的ケアの充実に取り組んでまいります。	C
36	第2章 施策 13	教育局関係の障害者雇用を促進するために、「チームぴかぴか」のようなシステムを学校のあらゆる分野に構築し、正規職員として学校に障害者を雇用できるようにする。その際、サポートする職員を正規採用で雇用するなど、障害者の労働権が保障されるよう、十分な手だてを構築することが求められている。	御提案を踏まえ、教育局における障害者雇用の推進について追記し、障害者雇用の推進を進めてまいります。	A
37	第2章 施策 13	障害のある教員が学校現場で働くことができるよう、必要なサポートスタッフの配置と施設・設備の改善が必要である。	教育局における障害者雇用の推進にしっかりと取り組み、その取組の中で御提案の内容についても進めてまいります。	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
38	第2章 施策 13	特別支援学校の計画的な建設	特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	A
39	第2章 施策 13	政令指定都市のさいたま市地域に知的障害児学校の新設	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」の取組の中で、さいたま市域も含め、障害のある子供たちの学習環境の整備・充実に取り組めます。	C
40	第2章 施策 13	すべての小・中学校に特別支援学級及び通級指導教室を設置	小・中学校の特別支援学級設置について、引き続き、市町村教育委員会に働きかけ、特別支援学級設の設置促進に努めてまいります。また、通級指導教室の設置につきましては、市町村教育委員会の意向を踏まえ、地域性や児童生徒の実態等を考慮しながら加配教員の配置を行っておりますが、市町村教育委員会からの設置の要望に応えきれない現状もございます。通級指導教室担当教員は国からの加配となっており、引き続き、加配教員の増員について国に要望し、通級指導教室の増設に努めてまいります。	C
41	第2章 施策 13	小・中・高校の通常学級での特別支援教育の推進と専門教員の配置	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」の取組の中で、通常の学級も含め、障害のある子供たちの学習環境の整備に取り組めます。	C
42	第2章 施策 13	「学校設置基準」を特別支援学校にも制定するよう、国への働きかけ	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」の取組の中で、「学校設置基準」に関する国との意見交換も含め、障害のある子供たちの学習環境の整備・充実に取り組めます。	C
43	第2章 施策 13	埼玉県の特支援学校を計画的に建設すること。 (特に県南部に知的障害の特支援学校と、大規模肢体不自由校の建設を急ぐこと)	特別支援学校の指導内容・指導方法を工夫・改善するとともに、特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
44	第2章 施策 13	すべての市町村において、小・中学校のすべてに特別支援学級及び通級指導教室を設置すること。	小・中学校の特別支援学級設置について、引き続き、市町村教育委員会に働きかけ、特別支援学級の設置促進に努めてまいります。また、通級指導教室の設置につきましては、市町村教育委員会の意向を踏まえ、地域性や児童生徒の実態等を考慮しながら加配教員の配置を行っておりますが、市町村教育委員会からの設置の要望に応えきれない現状もございます。通級指導教室担当教員は国からの加配となっており、引き続き、加配教員の増員について国に要望し、通級指導教室の増設に努めてまいります。	C
45	第2章 施策 13	特に政令指定都市のさいたま市に知的障害特別支援学校を建設すること。（旧岩槻特別支援学校の跡地の有効活用等も含めて）	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」の取組の中で、さいたま市域も含め、障害のある子供たちの学習環境の整備・充実に取り組めます。	C
46	第2章 施策 13	教職員の負担軽減の観点からも、国が改善するまでの間、県の責任で教職員定数改善に準ずる措置を講じること（高等部の重複学級については「標準法」とおり学年ごとの編成とするよう県の編制基準を改めること。）	御意見については、引き続き国に働きかけるとともに、特別支援学校在籍児童生徒に係る学習環境の整備・充実の取組の中で検討してまいります。	C
47	第2章 施策 13	150人程度を適正規模とする、特別支援学校の「学校設置基準」を早急に制定するよう国に強く働きかけること。	主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」の取組の中で、「学校設置基準」に関する国との意見交換も含め、障害のある子供たちの学習環境の整備・充実に取り組めます。	C
48	第2章 施策 13	埼玉の特別支援学校関連の政策で必要なのは新校の建設である。過密状況は深刻化してきていますが、そこへの対応が遅いと感じる。過密になってから施策を検討するのではなく、過密状況を生まないような教育環境を作るために、5年先くらいを見越した計画を立ててほしい。私たち保護者の不安を解消していただけるよう、早期の政策の具体化をお願いしたい。	特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
49	第2章 施策 13	<p>「特別支援学級向け児童と先生について」 子供のクラスに多動症らしき児童がいる。子供達にとっては、授業がその子の言動でしばしば中断したり、「嫌だなあ」と思うことがあっても、私は個人的には体も心も、色んな問題や違いのある子がいることを、小学生で知り、配慮や理解することは経験になると思っている。勉強より、そちらの方が人格形成の大事な児童の時期には、大切だと思っている。 しかし、そういう児童への専門的な教育を受けていない先生にとっては、かなり厳しいように感じる。 もし、そういうことが入学時やその後に判明した児童がいたら、先生方への支援や教育の機会(時間)等も与えてあげて欲しいと思う。</p>	<p>主な取組の実施段階において、通常の学級も含めた「多様な学びの場」の充実のため、教員の専門性の向上や特別支援教育の体制整備を図ります。</p>	C
50	第2章 施策 13	<p>特別支援学校の過密解消の方策が、埼玉の場合、小中義務教育諸学校や高等学校等の廃校の校舎の活用ケースが多く、特別支援教育を受ける児童・生徒の教育権保障を最優先した施策になっていると言いがたい。そのこと自体が障害をもった子どもたちへの差別と感じる。過大、過密が深刻化している状況を解消すべく必要な施策は早急に対応を図ることが重要である。 それを実現化するために「指標」のみならず、10年間の「長期計画」、4年程度の中期的な「整備実施計画」を詳細に策定することが必要と考える。 教室不足数を把握し、それを解消するための「整備実施計画」を4年先くらいを見越して計画化を進めていただきたい。 過大・過密の深刻化に伴って、各校が置かれている教育環境の悪化に対する個別の対応については、県の責任のもと速やかに解消を図ることを切望する。 「学校給食の実施」「学校行事の継続」などが過密を理由に支障をきたすことがないように、教育内容に直結する条件整備を各校の要望を確実に把握しながら実施してほしい。</p>	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。</p>	A
51	第2章 施策 13	<p>特別支援学校の学校教室不足問題は、人権侵害であり、解決すべき喫緊の課題であると認識されながらも、放置され続けている。 教育振興基本計画の中に、特別支援学校の学校建設について触れられているが、不十分であり、具体性に欠けている。 根本的な過大過密解消のための、スピード感を持った、計画的な特別支援学校の建設計画の策定を、強く求めたい。</p>	<p>特別支援学校に在籍する児童生徒の増加に対応するため、御意見を踏まえ記述を追記し、新たな特別支援学校の計画的な設置など学習環境の整備・充実を図ります。</p>	A
52	第2章 施策 13	<p>今日特別支援学校の過密化は人権問題となっている。 特別教室はどんどん通常の学級に転換されて、それでも教室不足となっている学校がたくさん放置されている。 学校建設がないままでは「多様な学びの場」の充実はありえない。 まず学校建設を掲げるべきである。</p>	<p>障害のある児童生徒は、依然として都市部を中心に増加傾向にあり、その対策を進めていくことは大変重要であると認識しています。御意見を踏まえ、計画的な設置に関する記述を追記し、計画的な取組が進められるよう、対応を検討していきます。</p>	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
53	第2章 施策 13	<p>特別支援学校等における医療的ケアの充実を図りますについて。</p> <p>学校現場における医療的ケアの充実は、障害の多様化・重度化がますます進んでいく現状の中、重要課題の一つだと思う。</p> <p>しかし、現実には必要とする医療的ケアを実施する看護教諭の絶対的な人数は不足している。</p> <p>まずは正採用の職員を配置すること。そのための継続的な採用試験の実施と採用数の増加をお願いしたい。さらに教職員数の定数配置数の中に含まれる看護教諭の定数では学級配置できる担任数が減ってしまい、厳しい教員配置を現場に強いることになってしまうため、看護教諭の配置はいわゆる定数外の配当となるのが充実を図ることの手始めとなるのではないかと。</p>	<p>主な取組「特別支援学校等における医療的ケアの充実を図ります。」等の取組の中で、御提案の内容も参考としながら、特別支援学校の医療的ケアの充実に取り組んでまいります。</p>	C
54	第2章 施策 13	<p>特別支援学校のセンター的機能の活用について。現状からいってもその役割を中心になって担うコーディネーターの役割も重大になっている。多忙化も進んでいる。職員全体での支援体制を組んでいるとはいえ、現場は担任しながらの状況では限界が見えている。そこで、まずはコーディネーターの役割が重要であるならば、教職員定数上で初めから定数外としての配置を進めていただきたい。活用を進めていくには現場だけの努力では限界に来ている。</p>	<p>主な取組「小・中学校、高等学校などにおける特別支援教育の体制整備」等の取組の中で、御提案の内容も参考としながら、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めてまいります。</p>	C
55	第2章 施策 13	<p>特別支援学校に勤めているが、開校当時に想定された人数をはるかにこえて浄化槽など、処理能力をこえている。学校にはテニスコートがあり、児童、生徒は一度も使っていない。テニスコートに肢体不自由部門の校舎を作ってもらえたら、とても子どもたちにとって、よい学校となっていくと思う。</p>	<p>教室不足対策の取組に対する御意見ではありますが、個別の学校に対する御要望については、計画に記載することはなじまないため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	D
56	第2章 施策 13	<p>学校に在籍する医療的ケア児は増加傾向にある。にもかかわらず、制度的に遅れている部分が多分にある。人工呼吸器の児童生徒も増加しており、保護者負担の軽減も喫緊の課題である。具体的な方策を早急に県として打ち出していきたい。</p>	<p>主な取組「特別支援学校等における医療的ケアの充実を図ります。」等の取組の中で、御提案の内容も参考としながら、特別支援学校の医療的ケアの充実に取り組んでまいります。</p>	C
57	第2章 施策 17	<p>今、教職員の仕事が「ブラック」と言われ、多忙化が一層進んでいる。p.63では「教員志望者を増やすため、高校生を対象に教員の魅力などを伝える説明会を実施します」というが、そんなことで教員を志望する者が増えるのか。教員の仕事が「ブラック」だから、志望者が減るのである。教職員の魅力を伝える説明会では、状況は変わらない。教員の多忙化が解消されなければ、そのしわ寄せは児童・生徒にいく。「確かな学力の育成」や「豊かな心の育成」にも、多忙化解消は必要条件だ。p.99では「国に対しても教育予算の拡充や教職員定数の改善について積極的に働きかけます」としているが、県独自に定数条例を改正して大幅な人員増を行う、再任用者は定数外にする、教育施策の精選化を図るなどの施策を打ち出さなければ、現状は変わらない。教育の条件整備を、施策の中で明確に示すべき。</p>	<p>学校における働き方改革の推進について、具体的な記載に修正しました。</p> <p>なお、教職員定数の改善については、現在の厳しい財政状況では国による安定的な財源措置が不可欠であるため、引き続き国に対して要望してまいります。</p>	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
58	第2章 施策 17	教職員に健康診断やがん検診などを中心に休暇をとり、健康維持していく必要がある。	教職員を対象に、各種の健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めるなど、教職員の心身の健康の保持増進に取り組んでまいります。	B
59	第2章 施策 17	教員志望者を増やすために、「教員の魅力などを伝える」とあるがこれだけでは不十分であると考え。確かにやりがいなどの魅力はあると思うが、人材を確保していくには目に見えない精神的なものだけでなく、目に見えるものも必要である。すなわち、給与や賞与といった待遇を良くしていき、やりがいも働きがいもある職であることが必要である。 また、県内大学のみならず、都内や隣接県にも出向き連携し、優秀な人材を確保するために働きかけるべき。	主な取組「優れた教職員の確保」の取組を進める中で、引き続き、取り組んでまいります。	B
60	第2章 施策 17	教職員を表彰することは良いことであると思うが、もっとポジティブなキャンペーンをした方がよい。確かに不祥事があり、それをなくす努力を怠ってはならないが、下ばかり見るのではなく、上をもっと伸ばす、中間層を上に取り上げるような取り組み(例えばインセンティブを設けるなど)をした方がよいと考える。	表彰を受けた教職員には、その功績を研修会等の講師や教育実践の他の教員への公開等を通して広く周知することにより、被表彰者の意欲を向上させ、他の教職員の模範となり更なる活躍を期待しております。	B
61	第2章 施策 17	「教職員の人事評価結果を人材育成や任用、給与などの人事管理へ適切に活用します」について。教職員の仕事の内容、在り方などから総合的観点で客観的かつ適正に評価することは困難である。埼玉においては「自己評価」を基本においていることをまず確認したい。また、人事評価結果を給与等に反映することは、職員の公教育充実への意欲に反し、教育の質の低下を招きかねない。人事評価制度を、埼玉の教育水準を向上させるためにこそ活用すべきと考える。	本県の教育水準の向上を図るためには、人事評価の結果を、人材育成や任用、給与などの人事管理へ適切に活用し、公正な人事管理を行うことは重要だと考えています。	D
62	第2章 施策 18	現在、働き方改革という大義名分のもと、教員の質及び量ともに業務削減要求があるが、はっきり言って本末転倒である。 一部のビジネス教員が、騒いでいるだけであり、教員側としては、教員の働き方改革については、思案に暮れる。 教員委員会や、文科省からの、働き方改革に係る照会も、教育現場にすれば、現場の教育を妨げ、児童生徒との時間を妨げる要因である。世間受けする国の施策に対しては、埼玉県としては、断固反対すべきである。	教育の質の維持向上や子供たちの健全な育成のためには、教員の授業準備や児童生徒と向き合う時間を確保することが必要です。教員が健康で活力を持って教育活動に従事できる環境整備に取り組んでいきます。	D
63	第2章 施策 18	学校における働き方改革については、あまりにも具体性に欠けるものとなっているように感じる 埼玉県教育振興基本計画に学校における働き方改革についての記述を記載するのであれば、具体的に数値も使って書いていただきたい。	教育の質の維持向上や子供たちの健全な育成のためには、教員の授業準備や児童生徒と向き合う時間を確保することが必要です。学校における働き方改革の推進について、具体的な記載に修正しました。	A

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
64	第2章 施策 18	教職員の長時間・過密労働、多忙化の解消は喫緊の課題である。教職員の意識改革に基づく施策ではなく、教職員の大幅増や教育条件整備、教育予算増、さらには教育施策の見直しなど、抜本的な解消策を講じるべきである。	学校における働き方改革の推進について、具体的な記載に修正しました。 なお、教職員定数の改善については、現在の厳しい財政状況では国による安定的な財源措置が不可欠であるため、引き続き国に対して要望してまいります。	A
65	第2章 施策 18	「早い時期から管理職としての資質を有する人材を確保するとともに、管理職研修の充実などにより、リーダーシップを発揮できる管理職を育成します。」について 管理職に求められる資質は、教職員、保護者、地域との協働性である。管理職としての資質を特化して、限定的にとらえて職員を育成する観点からは、埼玉の教育の質を向上させていくことにはつながらない。管理職も含めて教職員として教職に誇りと協働性をもって学校運営にあたるような環境をつくるのが大事だと考える。	本取組については、対象者を限定的にとらえて、リーダーシップを発揮できる管理職を育成していこうという趣旨ではなく、管理職としての資質を有する人材の育成を図ることを明記しているものです。その中で、管理職に求められる資質には協働性も重要だと考えておりますので、施策の実施段階で、頂いた御意見も参考とさせていただきます。	C
66	第2章 施策 19	「近隣の学校との統合などによる再編整備を進めます」として高校を統廃合する施策は、高校の統廃合ではなく、今こそ30人学級を実現する大きなチャンスである。教員が余裕をもち、生徒一人ひとりに目が行き届くことになり、それが生徒の「確かな学力の育成」になり、「豊かな心の育成」となる。教職員の仕事が「ブラック」と言われることの解消にもなる。この「再編整備」については全面カットすべき。	公立中学校卒業生数は今後も減少傾向が続くことが見込まれるとともに、社会状況の変化や生徒・保護者のニーズの多様化に対応するため県立学校の活性化・特色化は必要と考えております。生徒にとってより良い学習環境を整備する観点から、地域性を考慮した上で、適正な学校規模の維持による高等学校の活性化を進めてまいります。	D
67	第2章 施策 19	一人一人に行き届いた教育を進めるために高等学校の「再編整備」(統廃合)は行うべきでない。	公立中学校卒業生数は今後も減少傾向が続くことが見込まれるとともに、社会状況の変化や生徒・保護者のニーズの多様化に対応するため県立学校の活性化・特色化は必要と考えております。生徒にとってより良い学習環境を整備する観点から、地域性を考慮した上で、適正な学校規模の維持による高等学校の活性化を進めてまいります。	D
68	第2章 施策 21	「施策21 学習環境の整備・充実」の中に、「特別支援学校の計画的な建設」や「特別支援学級、通級指導教室の増設」を加える必要があると考える。施策13でその必要性が記述されているので、そのための学習環境の整備・充実を施策21でも記述していただくことを切望する。	「学習環境の整備」については、主な取組「共生社会を目指した『多様な学びの場』の充実」において明記しています。その中で御意見の内容も踏まえ、取組を進めてまいります。	B
69	第2章 施策 21	県立学校のICT環境の整備に関してセキュリティの保護という問題もあるだろうが、子どもの機器が学校のネットワークにつながるような環境整備が求められている。 今日のICT機器はネットワークにつながるものが必須となっている。障害のある子供の場合パーソナルな機器を使うことが多い。 ところが学校ではそうした環境整備が立ち後れている。 障害のある子供たちのパーソナルな機器がネットワークにつながるような環境整備を進めて欲しい。	児童生徒が個人で所有する機器をネットワークにつなげるという点については、セキュリティの観点から難しい面がありますが、御意見については、主な取組「県立学校のICT環境の整備」の実施段階で参考とさせていただきます。	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
70	第2章 施策 26	「施策26」はとても重要と考える。「ウ 主な取組」はもう少し現状を踏まえて作り上げていただきたい。たとえば、「ア 学びの成果の活用の支援」は、情報を提供すれば県民が学びの成果を生かせるかといえば、生かせない。「地域人材の活用促進」も、「やれ」というだけでは動かない。コーディネーターや、システムが必要であり、何らかの「評価」の仕組みを整備する必要があると思う。	主な取組「地域学習の推進を支える人づくり」等を実施する中で御提案を踏まえて取り組んでまいります。	C
71	第2章 施策 26	学びを生かして地域課題解決に取り組むことは絶対に必要と考えるが、「地域の住民の学校教育への主体的な参画」は本当にできるのかどうか、疑問である。特に、「主体的参画」という用語に問題はないか。	地域住民の主体的な参画が可能となるよう努めてまいります。また、地域全体で子供の学びや育ちを支えるという考えに御理解をいただける方を増やせるよう、併せて努めてまいります。	C
72	その他	子供の高校見学に行った時、その学校の図書室に置いてある新聞が、3紙「だけ」だと紹介され、何故なのか意見を言いたい。 そのうち2紙は、子を持つ親(保護者)としては絶対に許せ無い記事を過去に出して、一向にその偏向、捏造体質は変わっていないと感じる。そのような新聞を、「学校」で学生の目の振れる所には置いて欲しくない。	御意見として承りました。	E
73	その他	「教科書の採択と教育委員会」について記述が無い。このこと教育振興における重要性について、当計画案の検討を進めた方々どなたも十分理解できるはずなのに、盛り込まれていないので、間が抜けた感が否めず、当計画案の基本的価値を押し下げている。教科書の検定・採択・無償配布に至るまでの諸制度が多くの人手をかけて運営され、国民が税で負担している、という重要性があるのに、当計画の何処にも記述がない。	学校においては、教科用図書を使用しなければならぬことは、学校教育法で規定されているため、計画案には記載しておりませんでした。学校教育法等の法令に基づき、各施策に取り組んでまいります。 (なお、県議会の修正により、施策17に「教科書採択の公正性・透明性の確保」についての記述が追加されました。)	D
74	その他	児童・生徒にしても、教科書を何回も隅々まで読み込みこなせば学校の授業を自分自身で補強できる効果が大きいことは、多くの方々が経験したはずである。教科書を徹底的に活用し尽くすよう指導することの価値をどのように位置づけているのか。当計画の何処にも記述がない。	学校においては、教科用図書を使用しなければならぬことは、学校教育法で規定されているため、計画案には記載しておりませんでした。重要なことであると考えております。教科用図書の十分な活用について、研修等において指導しております。	C
75	その他	歴史の教科書は内容が時代の技術進歩に応じて変化する要素が少ないので、子供たちに良い教科書を採択し、与え、読ませることは、“我が国と郷土を愛する態度を養う”という教育の目標に大きく近づく効果があるとともに、採択の善し悪しの影響も大きいはずである。一方、採択対象の教科書は文科省検定済みとはいえ編集内容、学習・理解上の使い勝手において、教科書出版社による差がある。このため、教科書の検定と採択に、採択権者の教育委員会がオープンな環境で、最大限の注意と努力を注ぐことで、教育振興の効果が生じることは、承知のはず。であるが、当計画の何処にも盛り込まれていない。	教科書採択については、各種法令等により規定されていることから、計画案に記載しておりませんでした。 公正かつ適正な教科書の採択に向けて、関係法令や文部科学省の通知、埼玉県ガイドライン等に則り、適切に対応するとともに、市町村教育委員会等へ指導・助言又は援助してまいります。 (なお、県議会の修正により、施策17に「教科書採択の公正性・透明性の確保」についての記述が追加されました。)	C

番号	分野	意見・提案内容	県の考え方	反映状況
76	その他	<p>第2章「施策の展開」に「11 目標XI教科用図書の採択について」、の如く項目を追加すべき。内容も、例えば以下のことを盛り込むと良いと思う。</p> <p>(1)質の高い教科書の実現と教科書採択の公正性・透明性を高めるための、県からのガイドラインの徹底と、そのガイドラインのたゆまない改善</p> <p>(2)市町村教育委員会等が教科用図書を採択するに当たっての、県からの採択基準の徹底と、その採択基準のたゆまない改善</p> <p>(3)教科書内容の比較研究の強化と、教育委員会が主体的に採択できる仕組みの整備と、その仕組みのたゆまない改善</p>	<p>教科書採択については、各種法令等により規定されていることから、計画案に記載しておりませんでした。</p> <p>公正かつ適正な教科書の採択に向けて、関係法令や文部科学省の通知、埼玉県ガイドライン等に則り、適切に対応するとともに、市町村教育委員会等へ指導・助言又は援助してまいります。</p> <p>(なお、県議会の修正により、施策17に「教科書採択の公正性・透明性の確保」についての記述が追加されました。)</p>	C
77	その他	<p>平成16年に教育基本法が改正され、第2条第5項では「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」と明記されている。</p> <p>これまで蔑ろにされてきた「我が国と郷土を愛する」ことについての記述が基本計画案では見当たらない。そのためか、中学校歴史教科書では相変わらず「日本の中国侵略」なる節を設けた教科書が、埼玉県と本庄市の採択区以外のすべての採択区で採択されているのが現実である。</p> <p>このような自虐史観の教科書で歴史を教えられては「我が国と郷土を愛する」国民は育ちようがない。愛国心は戦争につながるなどと根拠のないプロパガンダの悪影響は根強く教育現場に残っていて、これを放逐するには、第2条第5項「愛国心を養う」ことを目標に盛り込むことが必要である。</p>	<p>教育基本法第2条第5項の内容を計画に盛り込むべきという御意見については、施策3の主な取組「伝統と文化を尊重する教育の推進」において、教育基本法を踏まえ取り組んでまいります。</p>	B
78	その他	<p>今回の「教育振興計画」に県立学校図書館について記載されているのがわずかであり、資料や教材の整備についてしか触れられていない。ICT環境の整備には、「情報」の専門家である高校司書の活用が不可欠である。</p> <p>また、豊かな心の育成 文化芸術の振興 など、学校教育の中で学校図書館が活用できる部分はたくさんあると思う。また、の読書活動の推進にも高校司書が現場担当者として実務を担うべきだと思う。基本計画にもっと学校図書館および学校司書の活用を盛り込んでもらいたい。</p>	<p>教育活動の充実には、学校図書館の活用は大変重要であり、そのためには、学校司書の果たす役割も大変重要であると認識しています。</p> <p>計画では「県立学校図書館の資料や教材の整備・充実」について記述していますが、その実施に当たっては、頂いた御意見を参考にしながら、取組を進めてまいります。</p>	C
79	その他	<p>日本では昔から、痘痕もえくぼや、外見で人を判断してはいけないと云う教えや諺がある。</p> <p>美人は三日見れば飽きる等、人間は内面を磨くべきで有り、周りも人間性を評価するべきだと。</p> <p>しかしなぜ今の若い人は簡単に自分の顔や体を変えてしまうのか。</p> <p>日本の学生には整形等の安易な道を選ばず、勉強や外見や内面を磨く努力を怠らない無いで欲しい。</p>	<p>御意見として承りました。</p>	E